



平成 29 年 3 月 31 日

各 位

会 社 名 株式会社ジーンズメイト  
代表者名 代表取締役社長 富澤 茂  
(コード番号 7448 東証第一部)  
問合せ先 代表取締役専務 砂田真一  
電話番号 03-5738-5555

## 監査等委員会設置会社への移行、決算期（事業年度の末日）の変更 及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 3 月 31 日開催の取締役会において、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行の決議及び決算期(事業年度の末日)の変更を決議し、平成 29 年 5 月 18 日開催予定の第 57 期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、監査等委員会設置会社への移行に伴う役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社への移行に伴う役員人事のお知らせ」において別途開示しております。

### 記

#### 1. 監査等委員会設置会社への移行

##### (1) 移行の理由

平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号。)により、新たな機関設計として、監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。当社は、取締役会の監査・監督機能を一層強化し、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図り、経営の健全性と透明性を高めるため、監査等委員会設置会社へと移行するものであります。

##### (2) 移行の時期

平成 29 年 5 月 18 日開催予定の第 57 期定時株主総会において、移行に必要な定款一部変更についてご承認いただくことを条件として、同日付で監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

#### 2. 決算期（事業年度の末日）の変更

##### (1) 変更の内容

変更前：毎年 2 月 20 日

変更後：毎年 3 月 31 日

##### (2) 変更の理由

当社の事業年度は、毎年 2 月 21 日から翌年 2 月 20 日までとしておりますが、当社親会社である RIZAP グループ株式会社と事業年度を一致させることにより、連結決算ならびに業績開示等をより適切に行うことを目的とし、これを毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までといたします。

なお、決算期の変更に伴い移行期間となる第 58 期事業年度は、平成 29 年 2 月 21 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 13 か月 11 日間といたします。

### 3. 定款の一部変更

#### (1) 変更の理由

- ① 監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行するため、監査役会及び監査役に関する規定の削除、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設、ならびにその他所要の変更を行うものであります。
- ② 決算期（事業年度の末日）の変更に伴い、現行定款第 11 条（基準日）及び第 44 条（事業年度）並びに第 45 条（剰余金の配当）及び第 46 条（中間配当）につき、所要の変更を行い、経過的措置として附則を新設するものであります。
- ③ その他、上記の変更に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

#### (2) 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

#### (3) 日程

定款変更のための定時株主総会開催日（予定）	平成 29 年 5 月 18 日（木）
定款変更の効力発生日（予定）	平成 29 年 5 月 18 日（木）

以上

【別紙】

定款変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更定款案
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎年2月20日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 (記載省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は10名以内とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">(新設)</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第20条 (新設)</p> <p style="padding-left: 2em;">当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>2</u> 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">(新設)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">(新設)</p> <p style="padding-left: 2em;">(新設)</p> <p style="padding-left: 2em;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は10名以内とする。</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>2</u> 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第20条 <u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>2</u> 当社の取締役(監査等委員である取締役を含む。)は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>3</u> 取締役(監査等委員である取締役を含む。)の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>4</u> 監査等委員である取締役の補欠者の選任の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>2</u> 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>3</u> 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>4</u> 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合を備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</p>

(取締役会の招集)

第22条 取締役会は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、その議長となる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代る。

- 2 取締役会の招集は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前にその通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議方法)

第23条 (条文省略)

(取締役会の決議の省略)

第24条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的方法により同意した場合は、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(役付取締役)

第25条 取締役会の決議をもって、取締役の中から、社長1名を選定し、必要に応じて、会長、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(代表取締役)

第26条 (条文省略)

(新設)

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名捺印または電子署名する。

- 2 取締役会の議事録は、10年間本店に備え置く。

(取締役の報酬等)

第28条 取締役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

(取締役会の招集)

第22条 取締役会は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、その議長となる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代る。

- 2 取締役会の招集は、各取締役に対し、会日の3日前にその通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議方法)

第23条 (現行どおり)

(取締役会の決議の省略)

第24条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的方法により同意した場合は、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(役付取締役)

第25条 取締役会の決議をもって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、社長1名を選定し、必要に応じて、会長、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(代表取締役)

第26条 (現行どおり)

(取締役への重要な業務執行の決定の委任)

第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名する。

- 2 取締役会の議事録は、10年間本店に備え置く。

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもって定める。

<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p>
<p><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p>	<p><u>第5章 監査等委員会</u></p>
<p>(監査役及び監査役会の設置)</p> <p>第30条 当会社に監査役及び監査役会を置く。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の数)</p> <p>第31条 当社の監査役は、4名以内とする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の選任方法)</p> <p>第32条 当社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の任期)</p> <p>第33条 監査役の任期は選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。</p> <p>3 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに係る定時株主総会開始の時までとする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(常勤監査役)</p> <p>第34条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会の招集)</p> <p>第35条 監査役会の招集は、各監査役に対し、会日の3日前にその通知を発するものとする。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き監査役の過半数をもって行なう。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第37条 監査役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果を記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>2 監査役会の議事録は、10年間本店に備え置く。</p>	<p>(削除)</p>

<p><u>(監査役の報酬等)</u> 第38条 監査役の報酬等は、株主総会において定める。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の実任免除)</u> 第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の設置)</u> 第31条 当社は監査等委員会を置く。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の選任)</u> 第32条 監査等委員会は、監査等委員である取締役で組織する。 2 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u> 第33条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の議事録)</u> 第34条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会規程)</u> 第35条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>
<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第40条～第42条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等) 第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p>	<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第36条～第38条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等) 第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p>

第7章 計 算

(事業年度)

第44条 当社の事業年度は、毎年2月21日から翌年2月20日までの1年とする。

(剰余金の配当)

第45条 当社の剰余金の配当は、毎年2月20日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に支払うものとする。

(中間配当)

第46条 当社は取締役会の決議により毎年8月20日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める金銭による剰余金の分配(以下、中間配当という。)を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第47条 (条文省略)

(新設)

第7章 計 算

(事業年度)

第40条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当)

第41条 当社の剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に支払うものとする。

(中間配当)

第42条 当社は取締役会の決議により毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める金銭による剰余金の分配(以下、中間配当という。)を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第43条 (現行どおり)

附則

- 1 平成29年5月開催の第57期定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任の取締役会決議による免除については、なお従前の例による。
- 2 平成29年5月開催の第57期定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。
- 3 第41条(事業年度)の規定にかかわらず、平成29年2月21日から始まる第58期事業年度は、平成30年3月31日までの13か月11日間とする。なお、本附則は第58期事業年度経過後、これを削除する。

以上